

成長のための日米経済パートナーシップ

2007年

日米投資イニシアティブ報告書

2007年6月

要旨

日米投資イニシアティブは、2001(平成13)年6月、日米両首脳により「成長のための日米経済パートナーシップ」の下に設置された。本イニシアティブは、日米双方の投資環境改善に関する課題について両国政府が意見交換を行う重要かつ互恵的な場を提供している。

本投資イニシアティブの本年の活動における議論を通じて、両国政府は両国内及び第三国におけるオープンな投資の枠組みを継続して発展させる重要性を再確認した。

対日直接投資(FDI)は、日本経済の活性化にとって重要な役割を果たすものである。2006(平成18)年末の対日直接投資残高は、12兆8千億円(1100億ドル)となっており、2001(平成13)年と比較すると94%の増加となる。これにより「5年間で対日直接投資残高を倍増させる」という日本政府の当初目標はほぼ達成された。また、2007年5月、合併等の対価の柔軟化に関する会社法の規定が施行された。日本が対内直接投資残高を増加させるために、今後大きな効果を持つものと期待されている。

米国における対内直接投資は、経済全体の成長率よりも高い率で伸びており、2005年の対内直接投資残高は1兆6千億ドルとなった。2007年5月、ブッシュ大統領は、オープンな投資に対して米国が引き続きコミットすることを再確認し、また、田の国々が米国とともに、オープンな投資に向けた政策を支持し、国際的な投資を保護するよう呼びかけた。商務省は「インベスト・アメリカ・イニシアティブ」を立ち上げ、投資による雇用創出及び成長の為の州の努力を側面から支援することとした。また、ポールソン財務長官も投資支援のための追加的イニシアティブの計画を発表した。

日本側の投資環境改善に関連してこの1年に議論されたものとしては、①国境を越えたM&Aの円滑化、②教育分野における規制緩和、③労働法制の見直しが挙げられる。日本により問題提起された米国側の措置には、①査証その他の領事事項、②海事分野におけるテロ対策と円滑な貿易、③エクソン・フロリオ条項が挙げられる。

また、投資協定に関する専門家会合を通じて、両政府はそれぞれの投資協定に関する互いの見解や経験を交換し、両国とも同様の基本原則とアプローチを採っていることを確認するとともに、両国政府は今後の討議の継続に合意した。

また、本イニシアティブでは、対外広報活動として、昨年10月に仙台市および横浜

市において対日投資促進セミナー、11月にはカリフォルニア州サンノゼ市において対日投資シンポジウムを開催した。

日米両国政府はともに、外国直接投資を歓迎している。日米投資イニシアティブは今後とも両国における投資環境改善のため、政府間の建設的な議論を継続するとともに、外国直接投資の促進に向けた活動を実施していく。

目次

I. はじめに	1
II. 日米の外国直接投資の現状	2
1. 対日直接投資	
(1) 対日直接投資動向	2
(2) 対日直接投資に対する取組	3
(3) 日本の強み	5
2. 対米直接投資	
(1) 対米直接投資動向	5
(2) 対米直接投資に対する取組み	7
(3) 米国の強み	8
III. 日米投資イニシアティブにおける議論	9
1. 米国側関心事項	9
(1) 国境を越えた M&A	9
(2) 教育分野	10
(3) 労働法制	10
(4) グローバル経済下における国際投資環境を考える研究会	11
2. 日本側関心事項	11
(1) 査証その他の領事事項	11
(2) 貨物セキュリティ	12
(3) エクソン・フロリオ条項	13
IV. 投資専門家会合における成果	14
V. 結論	16
別添 1: 対日投資促進シンポジウム、セミナー	
別添 2: 最近の米国企業の進出事例	
別添 3: 米国の投資関連協定一覧	
別添 4: 日本の投資関連協定一覧	

I. はじめに

日米投資イニシアティブは、2001(平成13)年6月、ブッシュ大統領と小泉総理(当時)との間で合意された「成長のための日米経済パートナーシップ」の中で、日米両国における外国直接投資の環境を改善するための意見交換の場として設置された。本イニシアティブは、経済産業省及び国務省が共同議長を務め、昨年の本報告書以降は2006(平成18)年10月31日、2007(平成19)年4月13日の2回にわたり、ワーキング・グループ会合を開催した。こうした会議において、両国政府は双方の外国直接投資環境の課題につき議論し、改善の提案を行った。また、両国の議論を深め、将来の政策オプションを探求する為に、同ワーキング・グループの下での投資協定に関する専門家会合が2007年2月22日に開催された。

本イニシアティブの対外広報プログラムとして、2006(平成18)年11月にカリフォルニア州サンノゼ市において対日投資促進シンポジウムを開催した。2007(平成19)年10月にも、ワシントンDC及びマイアミでの開催に向けて準備中である。また、昨年10月の仙台市、横浜市に続き、2007(平成19)年9月には、対日投資促進のためのセミナーを大阪府において開催する予定となっている。(別添1参照)

外国直接投資は、グローバル経済が進展する中、各国において重要性が高まっている。外国直接投資により、新しい技術や革新的な経営ノウハウがもたらされるとともに、新商品、サービスの供給や雇用機会の確保にもつながるなど、経済の活性化における有効な手段である。さらには、こうした国境を越えた投資や M&A 活動が多面的な国際経済関係の強化に貢献する面があるといえる。

本イニシアティブは、外国直接投資に対するこれら認識の下、日米両国政府による両国における外国直接投資の環境改善のための議論の場として重要な役割を果たし、さらには両国の経済発展に資するものである。

本2007年度年次報告書は、両国の外国直接投資の現状のレビューや、本イニシアティブに基づく会合や対外広報プログラムの概要も含め、本年度の本イニシアティブを通じて得られた成果を取りまとめたものである。

II. 日米の外国直接投資の現状

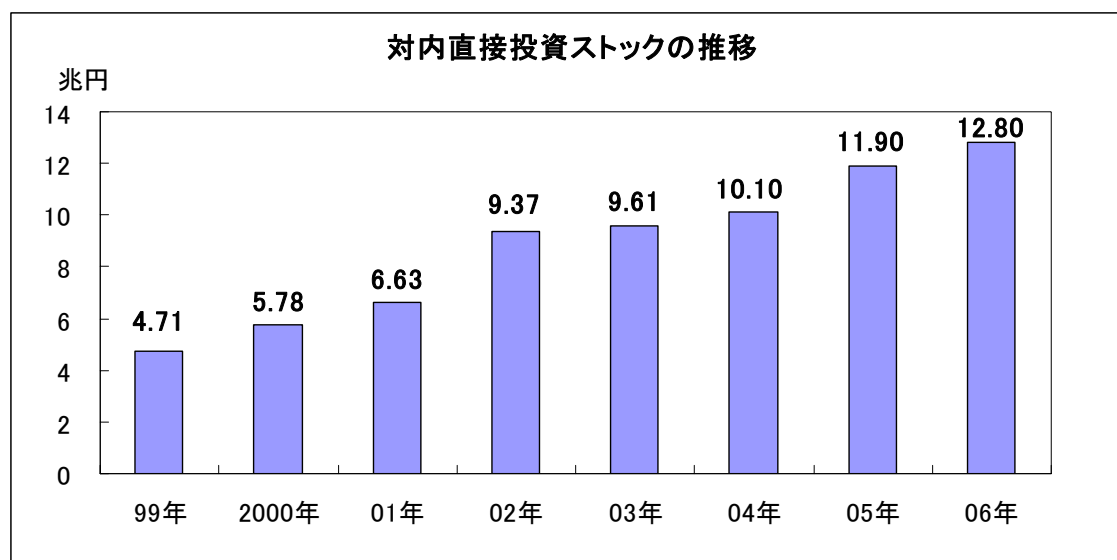
1. 対日直接投資

(1) 対日直接投資動向

対日直接投資は1990年代の後半から大きく拡大した。そのような拡大の背景には、会社法制・倒産法制・企業会計制度など広範な分野における改革の結果、ビジネス活動にとっての日本の魅力が向上したこと、規制緩和により外資参入可能分野が広がったこと、日本企業による株式持ち合いが減少したこと、企業再編の動きが加速するとともに国際的な流動性が高まった結果として、世界的に、M&Aが件数的にも規模的に増加したこと、などが挙げられる。

近年、小泉内閣が音頭をとり、安倍総理に引き継がれた、構造改革や対日直接投資促進施策の継続的努力を通じて、日本政府は日本における外国直接投資の増加に寄与してきた。この結果、2006(平成18)年末の対日直接投資残高は、12兆8千億円(為替レートを1ドル116円(2006(平成18)年のIMF International Financial Statisticsの年平均レート)とすれば、約1100億ドル)となった。

これは、2001(平成13)年と比較すれば、94%の増加となり、の「5年間で対日直接投資を倍増させる」との小泉前総理の目標はほぼ達成された。

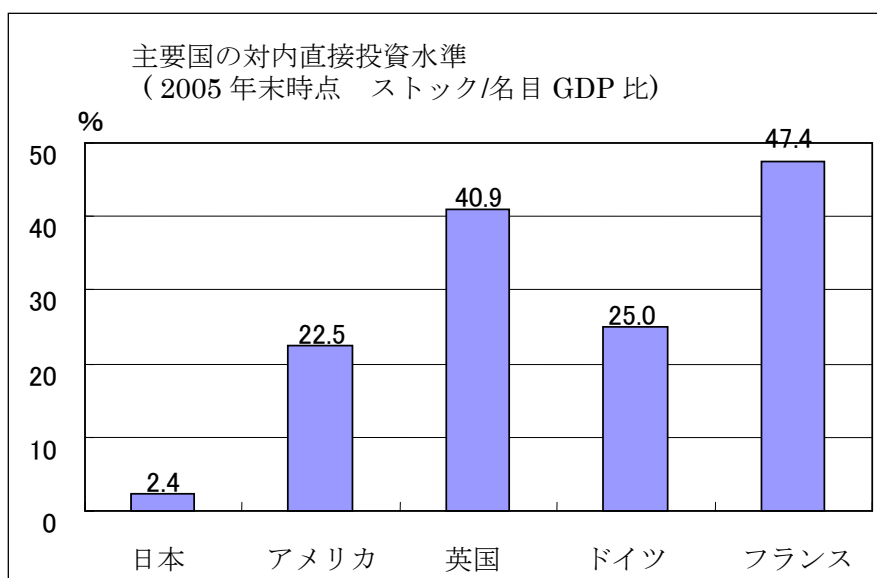


出所: 対外資産負債残高統計 財務省/日本銀行

備考: 2005年末より「直接投資残高」には資本準備金を含む

なお、12.8兆円のうち、米国からの直接投資は5兆円、EUからは4.7兆円、アセアンからは5,130億円となっている。

近年、対内直接投資は大きく増加しているとはいえ、そのGDPに占める割合は、主要先進国に比して依然として極端に低い数値となっている。米国の22.5%、イギリスの40.9%、ドイツの25.0%、フランスの47.4%に比べ、日本は2.4%にすぎない。また、UNCTAD「2006年世界投資報告書」において、日本の対内直接投資の潜在力指数は141か国中22位と高い水準にあるものの、GDPに占めるFDIのシェアでは、131位という低い水準にとどまっている。



出所: IMF *International Financial Statistics*

(2) 対日外国直接投資に対する取組

A. 対日投資促進プログラム

2003(平成15)年1月、小泉総理は「5年後には日本への投資残高の倍増を目指す」との目標を表明した。同年3月、総理を議長とする対日投資会議は、「対日投資促進プログラム」を策定、これに基づき、政府一体となって、企業の事業環境の整備や行政手続の見直し等の各種施策を講じているところである。この結果、前述した様に対日直接投資残高の倍増目標はほぼ達成された。

B. 対日直接投資加速プログラム

また、より一層の投資促進を図るべく、2006(平成18)年3月に開催された対日投資会議において、対日直接投資残高を「2010(平成22)年にGDP比で倍増となる

5%程度」とすることを旨とするという新たな目標を設定するとともに、これに対応すべく、同年6月の対日投資会議において、「対日直接投資加速プログラム」がとりまとめられた。

「対日直接投資加速プログラム」の主要分野について

①地域への投資を促進

- ・地域の資源を活用した新事業の創造を促進するため、誘致から企業設立・事業展開等すべてのプロセスをシームレスに支援する（外国企業の技術やノウハウの活用を図る観点から中小企業施策をはじめ地域関連施策と連携、企業設立等にかかるノウハウ等の提供、地域と外国企業との情報交流の推進）
- ・地域の自主的な誘致環境整備を進めるため、対日投資促進特区を推進する（特区制度の見直し）

②スピード感をもった包括的な投資環境整備

- ・海外企業による日本への展開を進めるため、国境を越えたM&Aを含めた組織再編の柔軟化に関して残された課題に迅速に対応する（三角合併に関する制度整備）
- ・国際的な経済・産業の拠点として、海外との人流・物流の効率化・円滑化を進める（空港・港湾の整備、海外高度人材の受入円滑化）
- ・世界のイノベーションセンターを目指し、人材育成、研究開発基盤の強化を進める（研究・教育拠点整備、産学官の人材交流推進）
- ・海外人材に魅力ある国に向けて、外国人人材の生活しやすい環境を整備する（外国人に対する医療環境や子弟の教育環境整備）

③広報活動を通じた一層の理解促進

- ・地方自治体首長が地域住民への理解促進等をはかり、地域の活動を強化する取組を支援する（地方対日投資会議の開催）
- ・海外企業に日本の取組を強く印象づけるため、大規模な海外セミナーの開催や閣僚・自治体首長によるトップセールスを実施する

C. 安倍政権下での政策

安倍政権は、小泉前総理が過去5年間にわたり熱心に進めてきた構造改革を継続、そして加速させており、「イノベーション」と「オープンなアプローチ」による「成長戦略」策定の必要性を強調している。対日直接投資促進は「オープンなアプローチ」にとって最も重要な政策の一つである。安倍総理は対日直接投資促進への自身の深い情熱を表明しており、可及的速やかな「対日外国直接投資加速プログラム」実現の意志を確認している。4月27日の日米首脳会談において、安倍総理は日本のオープンな姿勢と自身の構造改革を断行する決意を説明しており、ブッシュ大統領も積極的な経済構造改革アジェンダへの支持を表明した。

(3) 日本の強み

2006(平成18)年における実質GDP成長率はプラス2.6%、2007年第一四半期はプラス2.4%(年率)であり、9・四半期連続のプラスを記録しており、日本経済が安定的に成長していることが裏付けられた。2007年4月には景気回復期間が63か月となり、過去最長のいざなぎ景気(1965(昭和40)年—1970(昭和45)年の57か月)を超して戦後最長となった。なお、2006年10—12月期の実質成長率は(年率+5.5%)は2003年10—12月期(年率+6.3%)以来の高さとなっている。

日本は、UNCTADの「2006年世界投資報告書」によると、海外からの直接投資受け入れのポテンシャルを示す投資潜在指数は、141か国中22位と高い位置づけである。これは日本が世界のGDPの約11%を占める巨大な市場を有していること、熟練した人材が豊富なこと、物流や情報通信関連のインフラが十分整備されていること、経済のグローバル化に適応した法整備を行っているなどビジネス環境が整っていることが理由としてあげられる。

2. 対米直接投資

(1) 対米直接投資動向

世界の国々からの対米外国直接投資は米国経済の開放性、強い成長率そして高い資本収益率を背景に巨額なものとなっている。規制緩和や技術変化も米国を投資家にとって魅力的なものとしている点である。対米外国直接投資額は2000年の米国のGDPの3%強をピークとして、2001-2002年は減速した。これは主に、世界的な景気後退、ポストドットコムブームの影響、景気不確実性の増大そして世界的な企業合併や買収の減少が原因である。その後対米直接投資額は回復し、米国の外国直接投資は毎年増加する中、2005年は7.5%に達した。外国直接投資は雇用を生み、生産性を高め、米国の経済成長期の経済的繁栄に貢献してきた。また、経済の低迷期には、経済の多様化と安定化の上で重要な役割を果たしてきた。例えば、1980年代日本及びその他の国からの対米直接投資は、決定的な変化の転機となり、その結果、米国の競争力や雇用そして生産性が増大した。

対米外国直接投資動向
2000-2005 年(簿価ベース)

年末	対米直接投資残高 (10 億ドル)	前年度比 (%)
2000	1,256.9	31.5
2001	1,344.0	6.9
2002	1,327.2	-1.3
2003	1,395.2	5.1
2004	1,520.7	9.0
2005	1,635.3	7.5

出所: *Survey of Current Business* (April 2007),
米国商務省経済分析局

現時点での最新データである 2005 年には、対米外国直接投資残高は 2004 年のピークから上昇、簿価ベースで 1 兆 6 千億ドル強を記録した(上図参照)。最大投資国は英国 (17%)、以下日本 (12%)、ドイツ (11%)、オランダ (10%)、カナダ (9%)、そしてフランス(9%)となっている。

対米外国直接投資額
2000-2005 年投資類型別
(単位: 百万ドル)

	2000	2001	2002	2003	2004	2005
総支出額	335,629	147,109	54, 519	63,591	86,219	86,823
投資類型:						
米買収企業	322,703	138,091	43,442	50,212	72,738	79,220
米設立企業	12,926	9,017	11,077	13,379	13,481	7,603

出所: *Foreign Direct Investment in the United States* (2006 年6月),
米国商務省経済分析局

外資は米国経済に重要な貢献をしている。2005 年、外国企業の米国関連会社は 510 万人を直接雇用し、460 万人以上を間接雇用した。外国企業は同年の米国経済産出量の 5.7%を占めた。日本企業による投資は 2004 年、61 万 4000 人の雇用を生み、これは米国民間部門 GDP の 1%に当たる。例えば、ホンダはオハイオの製造工場 で 12,200 人、全米では 27,500 人を雇用、2008 年迄にさらに 2,400 人以上を雇用する見込みである。トヨタの推計では 32,000 人を直接雇用し、米国全土で総数 386,000 人

を雇用、これには直接雇用、販売代理店や納入業者、そして 2005 年の総額 139 億ドルの直接投資による雇用創出が含まれている。

(2) 対米外国直接投資に対する取組

A. 連邦政府の取組

2007 年 5 月 10 日ブッシュ大統領は声明を発表し、投資や貿易の開放を含む経済開放推進への米国の継続的努力を再確認した。米国が世界最大の投資国であると同時に最大の投資受入国としてオープンな地球規模での投資体制を促進する上で鍵を握っている点に触れながら、ブッシュ大統領は「米国は自国の国際投資を明確に支援し、対米海外投資の公平で、平等そして差別の無い待遇の確保も等しく確約する事」を表明。また、国内及び海外投資は共に成長を刺激し、雇用創出、生産性拡大そして国内及び国際市場における競争力を促進すると指摘した。米国が世界一の魅力的な投資国家であり続ける事を確約しながらも、他の国々も開放的な投資政策支援と国際投資保護の点で米国に協力することを呼びかけた。また、大統領は自由で公平な取引の推進も確約したが、これには世界貿易機関(WTO)のドーハ開発アジェンダ交渉締結への積極的な取組と数カ国との米国自由貿易協定の議会承認も含まれている。大統領声明は対米投資の国内環境、投資障壁、WTO規則中心の貿易体制、そして国際投資環境を扱った付随的な政策発表と共に以下で検索可能：<http://www.whitehouse.gov/news/releases/2007/05/20070510-3.html>。

大統領の声明に基づき、ポールソン財務長官は 5 月 10 日国際投資フォーラムで「外国投資家が我が国に直接投資する場合、それは我が国への最終信任投票なのです。」と語った。9/11 以後の世界で再浮上の可能性のある外国投資への恐れに触れながら、国家安全保障保護のためにあらゆる予防措置を講じなければならない事を認めながらも、「だからといって私達が雇用創出やコミュニティーの活性化を可能にする投資資本を拒んだり、以前のように外国投資を歓迎すべきではないという懸念を表明して投資を抑圧するということではありません。」ポールソン長官は「大統領の政策発表はこの政権が絶対に後戻りしないと言うことを明確にしていることです。私達は外国投資を歓迎し、それがアメリカのコミュニティーにもたらす利益を歓迎します。」また、同政権がこの先数ヶ月以内で開かれた投資を支援する意味で幾つかの追加的なイニシアティブを現在進行中のものも含め実行する計画であるとも述べた。同長官の発言は以下のウェブサイトで見ることが可能：<http://www.treasury.gov/press/releases/hp398.htm>。

既に商務省が取り組んでいるものの一つに「インベスト・アメリカ・イニシアティブ」がある。このイニシアティブを通じて、商務省の国際通商局のグローバルな人材が米国への投資に付随する利点に関して海外の投資家を啓蒙する場を提供している。「対米

投資」イニシアティブは対内投資を通して、雇用創出や経済成長を果たす州レベルでの取組を補完する支援メッセージの立案を州政府職員と行っている。同イニシアティブによる取組は外国政府や投資家への啓蒙活動や州政府への支援、それにビジネス環境の問題点処理に焦点を当てている。このイニシアティブに関する詳細は以下のウェブサイトで見学可：www.investamerica.gov.

B. 州の取組

殆どのアメリカの州には国際部局があり、投資奨励を行い、州への投資に関心を持っている企業に対して広範なサービスや情報を提供している。多くの州は海外の都市に事務所を構え、貿易や投資を奨励している。例えば、カリフォルニアビジネスパートナー (<http://www.calbusiness.ca.gov/cedpfi.asp>)は、海外投資家に起業方法のガイドブックや投資インセンティブ情報それに立地選択から労働力計画も含めたサービス提供を行っている。インディアナ経済開発公社は東京等8拠点に海外事務所を構え、ウェブサイトにより許可及び規制支援、補助金及びインセンティブ情報、立地選択及び産業固有のインセンティブ情報等のサービスを提供している。 (<http://www.in.gov/iedc/international>)。サウスカロライナ州商務省のグローバルビジネス開発チームは、東京、ミュンヘン、上海の3つの国際事務所を通じて海外投資家の支援を行っている。既に日本企業10社が同州に投資を行っている。同省は「サウスカロライナ州の日本メーカーのチャンス」という小冊子を発行 (<http://www.sccommerce.com/teamscpdfs/JapanManufacturing.pdf>)し、サウスカロライナ州の企業課税構造や財政的インセンティブ情報の提供や、同州が投資を推進する環境を整えていることの宣伝及びサウスカロライナ州の日本企業の歴史を概観している。コロラド州国際貿易事務所のウェブサイト (<http://www.state.co.us/oed/ito/invest/invest.html>) では日本語、スペイン語、ドイツ語それにフランス語で情報提供を行っている。また、関心ある投資家のための詳細なオンラインガイド(<http://www.state.co.us/oed/guide>)も併設。その他の例として、ニューヨークエンパイアステート開発国際部があり、州内の10の地区事務所や日本など海外の9つの事務所と密接に連携して海外投資を奨励している。サービスは全て無料であり、ビジネス計画策定、立地選定、州及び地域インセンティブプログラム、許可、訓練支援その他サービスを含む。詳細に関しては以下のウェブサイトで見学可能：http://www.nylovesbiz.com/International/Foreign_Direct_Investment.asp).

米国の多くの州や自治体は、免税やインフラへの目標投資を含めたインセンティブを提供している。外国直接投資を引き寄せている米国の成功要因となっているのは大部分、強い法体系、開放的な経済、高学歴で生産性の高い労働力、そして海外投資を歓迎する態度の上に築かれた、米国のこの投資環境なのである。

(3) 米国の強み

米国経済の持つ市場規模と開放性により米国は依然として魅力的な投資対象であり続けている。2001年の9月11日のテロ攻撃以降米国は国及び貿易パートナーに対し合法的な旅行安全、及び安全な貿易拡大の為の施策を実施している。一方、米国はこうした施策が貿易や投資の流れを妨げる事の無いように努めている。米国政府はこれを合法的なビジネスの流れの加速及び、既に始動している安全保障対策の一体性を損なうことなく、国内及び外国企業間の物流面での統合を拡大する新たな方法発見の機会と捉えている。IT やその他の技術の利用を通じて、米国は合法的な取引や投資がシームレスで以前よりも一層速やかに安全な流れが出来る様に取り組んでいる。こうした新しいシステムの立案と実施に当たり、米国政府は引き続き民間部門や日本などの主要貿易国の意見を歓迎しており、新施策が合法的取引や投資の流れを阻害すること無く望むべき目標に込えられる様にしている。4月26-27日のサミットにおいて、ブッシュ大統領と安倍総理は安全且つ円滑な貿易に対する二国間協力を歓迎した。

III. 2006-2007年日米投資イニシアティブにおける議論

1. 米国側関心事項

(1) 国境を越えた M&A

米国政府は2007年5月1日に会社法の三角合併に関する規定が施行されるに際して、国境を越えた M&A の「対価」として外国会社の株式を利用する三角合併に重大な制約が課されないことが重要であると注意を促した。

日本政府は、三角合併に関する会社法の規定の施行前に、法務省令の関係規定の改正の要否を検討し、三角合併の際に求められる株主総会の決議要件に関する法務省令の規定の改正をしないことを決定した。(つまり、決議要件は同等の国内合併と同一であり、即ち、譲渡制限が付されていない株式を合併対価として用いる場合は、特殊決議ではなく特別決議)。他方、政府は三角合併における対象会社(即ち消滅会社)の株主保護を目的として、当該株主への開示内容の充実に関する法務省令の規定を改正することとした。法務省令の改正は本年5月1日に施行された。

三角合併税制については、内外無差別の原則の下、現行の組織再編税制の枠組みに沿って譲渡益課税についての繰延べを認める制度が措置された。また、米国政府は課税繰延べの適格要件に明確さが欠如しているとその懸念を表明、日本政府は、合併法人たる存続会社と被合併法人たる対象会社との間における事業関連性とその前提となる事業性について、財務省令により明確化が図られた。

米国は上記の関係規定がどのように運用され、実際にどれくらいの数の企業が三角合併を利用することになるかなど、同規定が対日外国投資促進に有効性を持つかどうかを見極めることが重要であるとの意見を表明した。

米国政府から日本政府に対し、敵対的買収防衛策の現状評価に関して説明の要望があった。これに対し日本政府は、防衛策を導入している企業の数に着実に増えているという認識の下、今後も2005年5月に発表した「企業価値・株主共同利益の確保又は向上のための買収防衛策に関する指針」に示されたとおり、企業価値・株主共同利益の確保と増大に寄与する敵対的買収防衛策が導入されるように引き続きフォローを行って行くとの方針を示した。(2007年5月中旬現在、敵対的買収の防衛策を導入した日本の上場企業は約340社)

(2) 教育分野

米国政府は、4番目の米国大学の日本校が2006年9月に「外国大学の日本校」として指定を受け、この指定により、課程の種別に応じ、課程修了者に対して日本の大学院への転入学資格等が認められたことを高く評価した。

また、米国政府は、「外国大学の日本校」に対する税制面での問題解決の必要性を引き続き主張した。更に「外国大学日本校」の一つであるテンプル大学ジャパンの学校法人化に向けた検討状況、及び私立大学設置の際の校地・校舎の自己所有要件緩和措置に関しての説明を求めた。

日本政府は大学及び学校法人設置に向けたテンプル大学ジャパンとの相談状況を説明した。また、テンプル大学ジャパンと在日米国商工会議所が、内閣府の旧市場開放問題苦情処理推進会議(OTO)に対し、「外国大学の日本校」に対する税制優遇措置の適用について問題提起していたが、日本政府の対応についてテンプル大学ジャパンから評価を受けた結果、2006年12月に解決したことも説明した。併せて、2007年4月に、日本国内全国において、一定の要件を満たす場合に、私立大学設置の際、必ずしも校地・校舎の自己所有が求められなくなったことを説明した。

米国政府は日本政府によるこうした対応を評価し、そして文部科学省がテンプル大学ジャパンと大学設置及び学校法人設立について相談したというニュースを評価した。

(3) 労働法制

米国政府は労働移動を促すことが日本の外国投資への魅力拡大、日本における日米両企業の競争力を強化し、日本の労働者に自身の将来のために必要な柔軟性と自由を付与する上で重要であると指摘し、次の三点を要望した。

- (i) 確定拠出年金制度の非課税拠出限度額の引き上げを認めること。
- (ii) 解雇紛争の事例においては復職による解決の代案として金銭的解決を導入すること。
- (iii) より良い労働者の能力育成の為に、管理や経營業務に就く従業員に対し労働基準法に基づく現在の制限的労働時間制度に代わって、ホワイトカラーエグゼンプション制度の導入を図ること。

上記提案に対し、日本政府は次のように説明した。

- (i) 確定拠出年金の非課税拠出限度額を含めた確定拠出年金制度に関しては、2006年10月以降企業年金研究会において議論が行われている。
- (ii) 日本政府は解雇の金銭的解決については、既存の紛争解決手段の動向も踏まえつつ、引き続き検討を行っていく方針である。
- (iii) 日本政府は事務系労働者の働き方に対応する労働時間制度の在り方については、引き続き検討を行って行く方針である。

(4) グローバル経済下における国際投資環境を考える研究会

米国政府は、投資に関する議論に続いて、「グローバル経済下における国際投資環境を考える研究会」への関心を示し、同グループの目的及び構成に関して説明を求めた。

日本政府は自由で開かれた国際投資環境への取組を維持しつつ、国際的な投資活動の活発化や安全保障環境の変化に伴い生じてくる諸問題への対応について検討することを目的として、2006年12月、経済界、有識者から構成される「グローバル経済下における国際投資環境を考える研究会」を設置。具体的な規制対象範囲の見直し等は研究会において検討しているが、規制の見直しによって、対日投資の流れを阻害することがないように、注意を払いながら議論を進めていく旨を説明した。

米国政府は日本政府の説明を歓迎すると共に、同研究グループの報告書の結論後に更なる話し合いを持つことを要望した。

2. 日本側関心事項

(1) 査証その他の領事事項

日本政府は、査証(ビザ)の速やかな発行と更新は効果的な国境を越えたビジネス活動に欠かすことの出来ない旨の強い要望を再度表明した。日本政府は米国内でビザが更新できないことは重大な負荷であり、ビジネス活動に混乱をもたらす可能性があるものと信じている。また、日本政府は近隣第三国でのEビザの更新手続実施の検

討の現状報告も求めた。日本政府は2006年6月の日米間の「規制改革及び競争政策イニシアティブ」に関する日米両首脳への第5回報告書において、米国は米国内でのビザ更新手続再開の可能性を検討すると述べられていることに留意し、米国政府に対しこの方針を強く検討する事を求めた。更に日本政府は米国政府に対し、ビザを発行する在日米国公館を拡大し、福岡及び名古屋でも手続を行えるようにすることを求めた。

これに対し、米国政府は、更新手続に際しての生体情報の収集は法的要件であり、米国内でそうした情報を収集する事は技術的に不可能である旨を説明した。在日米国大使館は、3ヶ月先迄予約が可能なオンラインビザ予約システムを維持することで日本人のビジネス関係のビザ申請者の渡航ニーズに応えている。詳細な情報は以下のウェブサイト入手可能である。: <http://tokyo.usembassy.gov>及び http://travel.state.gov/visa_services.html. 在カナダ及び在メキシコの米国大使館及び領事館では、日本のビジネス関係者のビザ更新を受け付けるためのリソースが限定されており、Eビザの更新は行っていない。これら大使館や領事館はウェブサイト(<http://www.nvars.com>.)で予約を受け付けている。国務省はビザ更新を自国以外に第三国で行いやすくなるよう、情報共有の改善に努めている。国務省と国土安全保障省は、世界的にビザ更新手続の改善に向けて、協力して取り組んでいる。

米国政府は、在札幌総領事において2006年4月に導入した、月2日ベースで非移民ビザ申請用の面接を実施するパイロット・プログラムが成功していることに留意する。この前向きな経験を基に、米国政府は札幌と同様の仕組みでビザ業務を再開させる為に、在福岡米国領事館において設備の制約と作業負担の制約の問題に取り組んだ。在大阪・神戸米国総領事館の協力により、2007年5月在福岡領事館でビザ発行が再開された。

米国政府は安全性向上とビザ発行の促進の為の技術の利用方法の探求に強い関心を持っている。麻生外務大臣、ライス国務長官、チャートフ国土安全保障長官の間というハイレベルで、両国はこの問題について協議した。同時に、両国政府は引き続きビザ問題について定期的なワーキング・レベルの協議を行う。米国政府はこのワーキング・レベルの協議がビザ問題を扱う適切な場であると提唱した。

(2) 貨物セキュリティ

日米両政府は、輸送の安全性向上を図りながらも、国際貿易を円滑化することの必要性を考慮することが重要であるという旨の見解を表明した。

日本政府は、貿易の課題はサプライチェーン全体に係わってくるものであり、そのため各国は、サプライチェーン全体に関する施策全体の複合的なインパクトを検討しながら、特にこの分野での新たなプログラム実施前に、効率性を実現しなければならない

いとの見解を表明した。また、世界全体の安全な貿易プログラムの統合と調和の確保を求めた。日本政府は、米国の 2002 年通商法に基づく海上貨物の船積み 24 時間前マニフェスト(貨物情報)提出義務化が、貨物輸送の遅延、貨物事業者の追加費用、船積み準備期間の延長、在庫レベルの増大等の原因となっていることの懸念を表明し、そうした最近の米国政府の方針によるコスト増大に関するデータに言及した。日本政府は、サプライチェーン全体への影響を考慮するために、すでに導入されてきたセキュリティ措置の合理性について評価することを米国政府に推奨した。日本政府は、セキュリティ措置の実施による民間部門へのインセンティブ提供と、革新技術の開発との重要性を指摘した。最後に、日本政府は、日米両国が世界の 2 大主要貿易国として適切な多国間機構を通じ、安全な貿易基準を改善する上でイニシアティブを採らねばならないという確信を表明した。

米国政府は、マニフェスト提出義務は、米国のテロ対策上重要な要素であり、これを継続することを伝えた。両国政府は、引き続き貨物セキュリティの改善を維持していくことの必要性を認識しつつ、迅速な貿易を促進することを強く望んでおり、この両立に向けて最大限の努力を行う。この目標に向けて、ブッシュ大統領と安倍総理は、安全且つ円滑な貿易に対する二国間協力を確約した。両国政府は、安全な貿易のための諸課題について今後も引き続きジョイント・タスクフォースにおいて議論する方針である。第1回タスクフォースは、2007 年 3 月に開催され、両国政府から全ての当該政府機関関係者が全面的に参加した。日本政府は、当イニシアティブに関連する具体的な問題があれば、将来投資イニシアティブにおいてこの問題を取り上げたいと申し入れた。

(3) エクソン・フロリオ条項

日本政府は、国家安全保障上の理由により、条項の必要性について理解を示しながらも、これまで幾度となく、そして今年も再び、こうした手続きが予見可能性や透明性に欠け、それによって投資活動が阻害されているという懸念を表明した。また、エクソン・フロリオ条項を修正する法案についても懸念を示し、法案審議の現状についての報告を求めた。

このような日本側の懸念に対し、米国政府は、国家安全保障への考えうる脅威の把握と対処のための方策を工夫しながらも、開かれた投資政策の維持に引き続き取り組んでいる旨を伝えた。また、エクソン・フロリオ条項は、伝統的に開かれた米国の投資政策を維持しながら、国家安全保障確保のための十分な審査を実行する対米外国投資委員会(CFIUS)によって実施されていると説明した。同条項の実施細則によって、自主的な通知のシステムが確立されている。CFIUS は、特に複雑な取引の当事者に対しては、自主的に通知を行なう意図を CFIUS に予め通知することを奨励している。審査は、案件毎に行われる。CFIUS は、取引当事者に対し、申請取引を説明する十分な機会を与えること、適正な手続きを提供し、米国行政府の意思決定プロセスを明

らかにするための最も完全かつ正確な情報が確保出来るようにすることを目指している。CFIUS は、米国の法律の許容範囲内において、並びに、大統領への国家安全保障問題への勧告権限に背かない限り、調査開始理由を当事者に公開する。この手続きは国家安全保障や企業秘密に係わっているため、エクソン・フロリオ条項では、行政ないし法的訴訟或いは手続きを除き、申請の際に企業が提出した情報は機密とし、公開してはならないと規定している。大統領は、締結された取引の審査権限を持つが、それは当該取引がCFIUSに通知されていないか、或いは、取引当事者が具体的内容情報を提出しない場合か、または、CFIUS の審査にあたり、偽または誤解を招くような情報を提出した場合に限られている。

米国政府は、下院が2007年2月28日、「2007 国家安全保障外国投資改革強化透明法」を全会一致で可決したことを報告、上院でもまもなくこの問題を取り上げる計画であることを説明した。立法化手続きが進む中、ブッシュ政権は上下両院と協力してCFIUS 手続きを以下の原則に基づいて更に手直しする方針である：ポスト 9/11 の環境において国家安全保障利益の更なる統合、米国への外国投資の歓迎継続とCFIUSの最大メリットの保持、必要に応じての改善と意思決定プロセスの統合の維持。こうした原則実現にあたり、ブッシュ政権は、CFIUS のプロフェッショナリズムと独立性の維持、そして企業が提出するデリケートな企業秘密の保護に努める意向である。更に、米国側は、特定の取引による国家安全保障への考えられる脅威を対処するに当たり、外国投資への不必要な妨害を避けるために、米国政府は最大の注意を払うと述べた。財務省はウェブサイトを開設、その中でCFIUSによる手続き、それに財務省、国務省そしてCFIUSの部局が、当該関係企業と密接に協力し、彼らの懸念の理解及びその対処を行っていることを説明している。

IV. 投資専門家会合における成果

2007年2月、日米両政府の投資専門家は、双方が進めている他国との投資協定について、その目的や交渉の経験について相互理解を増進すべく、投資イニシアティブワーキング・グループの下で会合を行った。本専門家会合は、投資イニシアティブが将来行いうる作業の選択肢を探求するとともに、日米次官級経済対話に基づき進められているFTAに関する情報交換にとっても重要となりうるコンセプトを確認することを目的として行われた。両国の専門家は、両国の二国間投資協定(BITs)と、FTA 投資章のいくつかの実例を比較した。(別添3・4参照)

BITs に関して、専門家達は、米国と日本は投資保護及び自由化の双方の面で、同様のアプローチを採っているとの結論を下した。両国政府は、内国民待遇(NT)及び最恵国待遇(MFN)を確保すること、それも、例外を限られたものとし、かつ投資のライフサイクル全体(設立の「前(プレ)及び後(ポスト)」双方の段階)に渡ってカバーするこ

と、を最優先に置いている。また、特定のセクターにおける条約義務に非整合的な措置をリストアップする、「ネガティブ・リスト」のアプローチを採っている。両政府とも、投資保護の最低基準としての国際慣習法に従った「公正衡平待遇」の保障を求めている。また、WTO TRIMs 協定の規定を超えた一連のパフォーマンス要求を禁じている。また、収用に対する補償、争乱からの保護、資金の移転の自由等の投資保護条項を含むこととしている。専門家達は、米国と日本が紛争処理に関し、その対応に違いがあることを指摘した。米国の協定では、投資家は、実質的な協定義務違反だけでなく、投資認可(の条件)違反及び一定のコンセッション契約違反に関しても、損害賠償請求を起こすことを認めている。日本の協定の紛争解決手続きでは、これと対照的に、当該協定自体の違反から生じた紛争のみを対象としている。その他、米国と日本の条文間の違いとして、協定の例外事項等も含まれている。

日本と米国は、両国の投資環境のチェックを継続することとし、両国の国際的なビジネス業界団体等、民間セクターとの対話を行っていくことに合意した。なお、第三国との FTA における我々の投資問題へのアプローチについての更なる議論は、次官級経済対話に基づく FTA 情報交換において取り上げられる予定である。

V. 結論

2001年6月の「成長のための日米経済パートナーシップ」の枠組みに基づく投資イニシアティブ立ち上げから6年を経て、日米双方における一層の投資環境の改善や、対内直接投資の果たす役割についての理解の促進に向けた両国政府の活動は定着してきた。また、本イニシアティブにおける公共プログラムについては、外国からの対内直接投資がもたらす利益を広報するだけでなく、日米双方の企業関係者が接触し、投資、雇用創出及び成長を促進することとなる具体的なビジネス上の機会につき議論する場となっている。

本投資イニシアティブの本年の活動における議論を通じて、両国政府は両国内及び第三国におけるオープンな投資の枠組みを継続して発展させる重要性を再確認した。

日本においては、近年の規制改革の動きと、国・地方が一体となった対日直接投資促進に向けての努力が、小泉前総理による直接投資残高倍増目標の達成に向けて着実な対日投資の増加をもたらした。安倍政権は主要政策目標の一つとして外国直接投資奨励と、更に新目標として対日直接投資残高を2010(平成22)年までにGDP比で5%程度にすることに引き続き取り組むことを表明した。この目標を達成するためには、日本政府は外国からの投資誘致に積極的な取り組みを続けて行くことが必要である。日本政府は本イニシアティブで提起されている問題点の解決のため努力を継続し、更なる事業改善を進めてゆく方針である。

米国政府は、自由でオープンな国際投資体制への自らのコミットメントを再確認し、日本による対米投資への評価を表明した。米国政府は、米国への新たな外国投資の提案について国家安全保障上の影響をチェックするための法律と現在の政策を説明し、対米投資の大部分が国家安全保障の観点からのスクリーニングの手續に係らしめることがないことを述べた。米国政府は同イニシアティブにおいて日本側が表明した意見や提案を引き続き慎重に検討して行く意向である。

両国は共に本年のイニシアティブで新たなアプローチを導入する事に成功した。投資専門家会合を通じて、両国政府はそれぞれの投資協定に関する見解や経験を交換した。両国は、議論を継続することに合意した。

日米投資イニシアティブは、両国首脳の指示の下、今後も継続して活動を行う。日米両国政府は、両国経済の更なる成長の必要性と、両国経済の世界経済における重

要性を考慮し、本イニシアティブ及び対内直接投資が持つ意義について理解し、各々の投資環境の改善に向けた措置を奨励する努力を継続する。

別添1. 対日投資促進シンポジウム、セミナー

日米投資イニシアティブでは、対外広報活動として日本の投資環境をアピールするシンポジウムを米国において、外国直接投資の相互の利益について説明するためのセミナーを日本の地方において、それぞれ毎年開催している。

本イニシアティブ6年目の取組として、2006(平成18)年11月にカリフォルニア州サンノゼ市において対日投資シンポジウムを開催した。

本シンポジウムでは、山本幸三経済産業副大臣や日米双方の民間有識者の参加を得て、日本の投資環境の状況や対日直接投資の成功事例等についてパネルディスカッション形式で活発な議論が行われた。約200名の参加者に対して日本の投資環境を訴えるとともに、様々な意見交換を通じて日米間の相互理解を促進する機会となった。2007(平成19)年は10月に、ワシントンDC及びマイアミで開催すべく準備を進めている。

なお、日本の地方都市におけるセミナーについては、米国からの企業参加を促すため、CEATEC展(Combined Exhibition of Advanced Technologies)に合わせて2006(平成18)年10月に仙台市および横浜市において対日投資促進セミナーを開催し、各地域の投資先としての魅力を強くアピールする機会を得た。両市とも首長自らの出席を得て、積極的に投資誘致を行い、地元からも多くの関係者が交流に加わった。なお、本年のセミナーは2007(平成19)年9月に大阪府で開催する予定である。

別添2. 最近の米国企業の進出事例

日本貿易振興機構(ジェトロ)の対日投資・ビジネスサポートセンター(IBSC)の支援を受けて多くの米国企業が対日投資を行っている。2006(平成18)年度以降に行われたもののうち、以下の7件について紹介する。

○マップインフォ・ジャパン株式会社(MapInfo, Inc.)

電子地図情報の販売及び関連サービスにおける世界的有名企業。日本市場では既に代理店経由で販売を伸ばしている。更なる売上拡大を目指し、2007年3月に自社オフィスを東京に設立した。ジェトロでは、IBSC 東京の貸しオフィス貸与や IBSC ホールでのコンファレンス開催の他、オフィス物件や人材紹介、PR 支援等を行った。

○バイオエンビジョン・ジャパン株式会社(Bioenvision, Inc.)

ニューヨークに本社を置くナスダック上場企業。希少疾病用医薬品である癌治療薬「Evoltra」を北米・欧州で開発・販売している。2007年2月に日本拠点を設立した。臨床試験による承認を得た後、日本市場での販売を予定している。ジェトロでは人材紹介、治験・承認に係るアドバイス、拠点設立支援を行った。

○有限会社 Darim Japan (Darim Japan YK)

動画のストリーミング技術を持つ IT 企業。遠隔のデジタルビデオの監視システムに用いられている MPEG のエンコーディング等の技術を有している。日本での顧客拡大および顧客サポートを目的として、2006年4月、名古屋に日本法人を設立した。ジェトロでは、設立準備のために IBSC 名古屋貸しオフィスを貸与した他、銀行口座開設や PR 等の支援を行った。

○Active Power Japan 株式会社(Active Power, Inc.)

発電、送電、配電、産業用の無停電電源装置(UPS: Uninterruptible Power Supply)の製造販売企業。同社の技術は、製造分野をはじめ通信、医療福祉、金融、軍事など幅広い分野で使用されている。テキサス州オースティンに本社を置くナスダック上場企業であり、欧州、中東、北アフリカにも進出している。2007年2月に、アジア市場進出の足がかりとして東京に日本法人を設立。日本での販路拡大、顧客サービスを目的としている。ジェトロでは、法人設立手続き・税制・労務に関するコンサルティングを行った他、テラーメード調査で市場情報を提供した。

○クーパー・スタンダード・オートモーティブ・ジャパン 株式会社(Cooper Standard

Automotive Japan K.K.)

2万人の従業員を擁し、日本を含め15カ国61箇所に拠点がある米国の総合自動車部品メーカー。2006年のアジア地域での売り上げ増を踏まえ、同地域を戦略的に強化していくため、トヨタ自動車に近い名古屋市に2007年3月に拠点を設立した。トヨタ、日産、マツダ等の北米・欧州向け事業において、設計開発段階から自社製品の拡販を進める考え。ジェトロは、IBSC名古屋の貸しオフィス貸与、人材採用、事務所及び住宅物件探し、自治体インセンティブに係る情報提供やPR(記者発表)など様々な支援を行い、約3年がかりで成功まで導いた。

○株式会社 Labcyte (KK Labcyte)

音響を利用して液体を分離・移動させる技術を駆使し、研究用の分注装置の設計・製造を行っている。液体の非接触移動により、他物質による汚染防止を可能にすることが特徴。製品の市場調査、営業販売、およびアフターサービスを目的とし、2006年10月に日本法人を設立した。ジェトロでは、登記・税務・社会保険等の一括代行が可能な事務所の紹介、およびIBSC東京の貸しオフィス貸与等の支援を行った。

○FoxT Japan 株式会社 (Fox Technologies Japan KK)

企業内の財務報告の破壊・改ざん・消失等の悪質行為からデータを守り、不正な変更を防ぐためのITソリューションを提供する。米国では、財務関連の規制法であるSarbanes Oxley Act(SOX法)により、財務報告の正確性や信頼性に対する意識が高まっており、同社ソリューションに対するニーズは高い。日本でも、日本版SOX法の導入が決定されていることから、日本企業への販売促進のため、2006年に日本法人を設立した。ジェトロでは、税務・会計のアウトソーシング先の紹介の他、IBSC東京の貸しオフィス貸与等の支援を行った。

別添3. 米国の投資関連協定一覧

1. U.S. Bilateral Investment Treaties (BITs)

<http://www.state.gov/e/eb/rls/fs/2006/22422.htm>

Country	Date of Signature	Date Entered into Force
Albania	January 11, 1995	January 4, 1998
Argentina	November 14, 1991	October 20, 1994
Armenia	September 23, 1992	March 29, 1996
Azerbaijan	August 1, 1997	August 2, 2001
Bahrain	September 29, 1999	May 30, 2001
Bangladesh	March 12, 1986	July 25, 1989
Belarus	January 15, 1994	N/A ¹
Bolivia	April 17, 1998	June 6, 2001
Bulgaria	September 23, 1992	June 2, 1994
Cameroon	February 26, 1986	April 6, 1989
Congo, Democratic Republic of the ²	August 3, 1984	July 28, 1989
Congo, Republic of the (Brazzaville)	February 12, 1990	August 13, 1994
Croatia	July 13, 1996	June 20, 2001
Czech Republic ³	October 22, 1991	December 19, 1992
Ecuador	August 27, 1993	May 11, 1997
Egypt	March 11, 1986	June 27, 1992
El Salvador	March 10, 1999	N/A ¹
Estonia	April 19, 1994	February 16, 1997

Georgia	March 7, 1994	August 17, 1997
Grenada	May 2, 1986	March 3, 1989
Haiti	December 13, 1983	N/A ⁴
Honduras	July 1, 1995	July 11, 2001
Jamaica	February 4, 1994	March 7, 1997
Jordan	July 2, 1997	June 12, 2003
Kazakhstan	May 19, 1992	January 12, 1994
Kyrgyzstan	January 19, 1993	January 12, 1994
Latvia	January 13, 1995	December 26, 1996
Lithuania	January 14, 1998	November 22, 2001
Moldova	April 21, 1993	November 25, 1994
Mongolia	October 6, 1994	January 1, 1997
Morocco	July 22, 1985	May 29, 1991
Mozambique	December 1, 1998	March 3, 2005
Nicaragua	July 1, 1995	N/A ⁶
Panama	October 27, 1982	May 30, 1991
Panama (Amendment)	June 1, 2000	May 14, 2001
Poland	March 21, 1990	August 6, 1994
Romania	May 28, 1992	January 15, 1994
Russia	June 17, 1992	N/A ⁵
Senegal	December 6, 1983	October 25, 1990
Slovakia ³	October 22, 1991	December 19, 1992
Sri Lanka	September 20, 1991	May 1, 1993
Trinidad & Tobago	September 26, 1994	December 26, 1996

Tunisia	May 15, 1990	February 7, 1993
Turkey	December 3, 1985	May 18, 1990
Ukraine	March 4, 1994	November 16, 1996
Uruguay	November 4, 2005	November 1, 2006
Uzbekistan	December 16, 1994	N/A ¹

1. Entry into force pending exchange of instruments of ratification.
2. Formerly Zaire.
3. Treaty signed on October 22, 1991, with the Czech and Slovak Federal Republic and has been in force for the Czech Republic and Slovakia as separate states since January 1, 1993.
4. Entry into force pending domestic ratification process by both Parties and exchange of instruments of ratification.
5. Entry into force pending other Party's domestic ratification process and exchange of instruments of ratification by both Parties.
6. Entry into force pending U.S.'s domestic ratification process and exchange of instruments of ratification by both Parties.

2. U.S. Model Bilateral Investment Treaty (most recent dates from 2004)

<http://www.state.gov/e/eb/rls/othr/38602.htm>

3. Trade Agreements with Investment Provisions

Multilateral: WTO

Regional and Bilateral:

a. North American Free Trade Agreement (NAFTA):

Chapter 11: Investment

<http://www.mac.doc.gov/nafta/naftatext.html>

b. Australia FTA: Chapter 11 Investment

http://www.ustr.gov/Trade_Agreements/Bilateral/Australia_FTA/Final_Text/Section_Index.html

c. Chile FTA: Chapter 10 Investment

http://www.ustr.gov/Trade_Agreements/Bilateral/Chile_FTA/Final_Texts/Section_Index.html

d. Central America- Dominican Republic (CAFTA-DR) Chapter 10 Investment

http://www.ustr.gov/Trade_Agreements/Bilateral/CAFTA/CAFTA-DR_Final_Texts/Section_Index.html

e. Colombia Trade Promotion Agreement (TPA) (signed, not in force)
Chapter 10 Investment

http://www.ustr.gov/Trade_Agreements/Bilateral/Colombia_FTA/Final_Text/Section_Index.html

f. Israel FTA: Article 13 Trade-Related Performance Requirements

http://www.mac.doc.gov/tcc/data/commerce_html/TCC_Documents/Israel_FreeTrade.html

g. Morocco FTA: Chapter 10 Investment

http://www.ustr.gov/Trade_Agreements/Bilateral/Morocco_FTA/Final_Text/Section_Index.html

h. Oman FTA: Chapter 10 Investment (signed, not yet in force)

http://www.ustr.gov/Trade_Agreements/Bilateral/Oman_FTA/Final_Text/Section_Index.html

i. Panama FTA: (negotiations completed, not signed)

http://www.ustr.gov/Trade_Agreements/Bilateral/Panama_FTA/Section_Index.html

j. Peru TPA: Chapter 10 Investment (signed, not in force)

http://www.ustr.gov/Trade_Agreements/Bilateral/Peru_TPA/Final_Texts/Section_Index.html

k. Singapore FTA: Chapter 15 Investment, Including Annexes 15A, 15B, 15C and 15D (Pages 155-183 of Agreement), and related exchanges of

letters

http://www.ustr.gov/Trade_Agreements/Bilateral/Singapore_FTA/Final_Texts/Section_Index.html

1. Republic of Korea FTA (KORUS) (negotiations completed, not yet signed)

http://www.ustr.gov/Trade_Agreements/Bilateral/Republic_of_Korea_FTA/Draft_Text/Section_Index.html

*** Note:** Investment-related obligations may also be found in the chapters on Financial Services and Transparency of the recent trade agreements listed above.

4. Trade and Investment Framework Agreements (TIFAs)

http://www.ustr.gov/Trade_Agreements/TIFA/Section_Index.html

U.S. - Central Asian TIFA (Kazakhstan, Kyrgyzstan, Tajikistan, Turkmenistan, and Uzbekistan)

U.S. - Common Market for Eastern and Southern Africa (COMESA) TIFA

U.S. - West African Economic and Monetary Union (WAEMU) TIFA

U.S.-Afghanistan TIFA

U.S.-Algeria TIFA

U.S.-ASEAN TIFA

U.S.-Bahrain TIFA

U.S.-Brunei TIFA

U.S.-Cambodia TIFA

U.S.-Ghana TIFA

U.S.-Indonesia TIFA

U.S.-Kuwait TIFA

U.S.-Malaysia TIFA

U.S.-Mauritius TIFA

U.S.-Mozambique TIFA

U.S.-New Zealand TIFA

U.S.-Nigeria TIFA

U.S.-Pakistan TIFA

U.S.-Qatar TIFA

U.S.-Saudi Arabia TIFA
U.S.-South Africa TIFA
U.S.-Thailand TIFA
U.S.-Tunisia TIFA
U.S.-United Arab Emirates TIFA
U.S.-Yemen TIFA

5. Other Related Information

A. OECD work on investment agreements:

www.oecd.org/daf/investment/agreements

B. UNCTAD BIT search engine:

http://www.unctadxi.org/templates/DocSearch_779.aspx

C. ASEAN initiative:

http://www.ustr.gov/Trade_Agreements/Regional/Enterprise_for_ASEAN_Initiative/Section_Index.html

D. SICE website on BITs in Western Hemisphere region:

http://www.sice.oas.org/cp_bits/english99/listagrs.asp#Bilateral%20Investment%20Treaties

E. APEC Investment Experts Group investment work, including the project of identifying core elements in investment agreements:

http://www.apec.org/apec/apec_groups/committees/committee_on_trade/investment_experts.html#investment

F. OECD Policy Framework on Investment:

http://www.oecd.org/document/61/0,2340,en_2649_34893_33696253_1_1_1_1,00.html

別添4. 日本の投資関連協定一覧

OBITs of Japan

-Protection

	Date of Signature	Date Entered into Force
Japan-Egypt	Jan, 1977	Jan, 1978
Japan-Sri Lanka	Mar, 1982	Aug, 1982
Japan-China	Aug, 1988	May, 1989
Japan-Turkey	Feb, 1992	Mar, 1993
Japan-Hong Kong	May, 1997	Jun, 1997
Japan-Pakistan	Mar, 1998	May, 2002
Japan-Bangladesh	Nov, 1998	Aug, 1999
Japan-Russia	Nov, 1998	May, 2000
Japan-Mongolia	Feb, 2001	Mar, 2002

-Protection and Liberalization

	Date of Signature	Date Entered into Force
Japan- S. Korea ¹	Mar, 2002	Jan, 2003
Japan-Vietnam ²	Nov, 2003	Dec, 2004

○Investment chapter of FTAs between Japan and other countries

	Date of Signature	Date Entered into Force
Japan-Singapore FTA ³	Jan, 2002	Nov, 2002
Japan-Mexico FTA ⁴	Sep, 2004	Apr, 2005
Japan-Malaysia FTA ⁵	Dec, 2005	Jul, 2006
Japan-Philippine FTA ⁶	Sep, 2006	-
Japan-Chile FTA ⁷	Mar, 2007	
Japan-Thailand FTA ⁸	Apr, 2007	

¹ http://www.bilaterals.org/IMG/pdf/korea_japan.pdf

² <http://www.mofa.go.jp/region/asia-paci/vietnam/agree0311.pdf>

³ <http://www.mofa.go.jp/region/asia-paci/singapore/jsepa.html>

⁴ <http://www.mofa.go.jp/region/latin/mexico/agreement/index.html>

⁵ http://www.meti.go.jp/policy/trade_policy/epa/html/malaysia_epa_text_e.htm

⁶ <http://www.mofa.go.jp/region/asia-paci/philippine/epa0609/index.html>

⁷ <http://www.mofa.go.jp/policy/economy/fta/chile.html>

⁸ <http://www.mofa.go.jp/policy/economy/fta/thailand.html>

○BITs and investment chapter of FTAs in Asia (for example)

AIA (ASEAN Investment Area)

<http://www.aseansec.org/6467.htm> (2001)

<http://www.aseansec.org/6466.htm> (1998)

Agreement among ASEAN for Promotion and Protection of Investments

<http://www.aseansec.org/6464.htm> (1987)

Thailand–Australia FTA (TAFTA)

http://www.dfat.gov.au/trade/negotiations/aust-thai/aus-thai_FTA_text.pdf

○Multilateral Investment Treaty

Energy Charter Treaty (ECT)

<http://www.encharter.org//upload/9/120520674515751158192049714743532131935190860213f2543v3.pdf>

WTO (TRIM, GATS)

http://www.wto.org/english/docs_e/legal_e/18-trims.pdf

http://www.wto.org/english/docs_e/legal_e/26-gats.pdf

OECD (MAI) –discontinued in April 1998

<http://www1.oecd.org/daf/mai/pdf/ng/ng987r1e.pdf>

OECD Code of Liberalization of capital movements

<http://www.oecd.org/dataoecd/10/62/4844455.pdf>

Multinational Corporation GL

<http://www.oecd.org/dataoecd/23/33/37439881.pdf>

FTA model measures discussed in APEC (tentative, Jan, 2007)